

「田園回帰」に関する調査研究会運営要綱

(目的)

- 1 我が国の人口は、国勢調査が開始されて以降、はじめての減少となり、人口動態についてみると、東京への一極集中が引き続いていることから、「地方消滅」等の悲観的な論調が多く上がっている。

その一方で、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の意識が高まっていることから、過疎地域への移住の実態や都市住民の意識等を分析し、その潮流をとらえ、今後の過疎対策の検討材料とすることを目的として、「田園回帰」に関する調査研究会（以下、本研究会という。）を開催する。

(座長)

- 2 本研究会に、座長を置き、大臣官房地域力創造審議官が予め指名する。

(事務局)

- 3 本研究会の事務局は、総務省自治行政局過疎対策室及び株式会社シンクタンクみらいとする。

(雑則)

- 4 この要綱に定めるもののほか、本研究会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。